

2006 年 4 月 13 日

武庫川流域委員会委員長 松本誠様

## 総合治水対策案への意見書

委員 長峯純一

### 0. はじめに

私事により 3 月 21 日の流域委員会以降の流域委員会およびワーキングチーム等の会議に出席できないことをお詫びします。このことは 2 年前の当委員会発足時にすでに計画し表明していたことでもありますので、お許し願いたいと思います。あわせて流域委員会の皆さんには、6 月末の任期まで当委員会に名前を留めることをご了承いただき、感謝を申し上げます。

今後はできる限り意見書を提出する形で、委員としての役目を果たしたいと考えております。しかし、現状では未だ状況が許さず、その後の流域委員会の議論がどのように展開されているのかも、把握できないでおります。今しばらくの時間の猶予をお願いします。

第 2 次中間報告が出されたようですが、その策定に先だち 3 月 21 日の流域委員会で各委員が所見を述べた際に、私自身は十分な時間がとれず、個人的な意見を未だ表明できないでおります。そこで、時期を逸しているとは思いますが、まずは私自身の意見を以下に述べさせていただきます。と思います。

第 2 次中間報告の内容はまだ把握しておりません。それについてはネット環境等と時間的余裕がそろう次第、コメントさせていただければと思います。

(以下は「である調」で書きます。)

### 1. 政策目的の優先順位について

河川計画がミッションとして第一に優先すべき政策目的は、「人命を守ること」と「貴重な地域資源である環境を保全すること」にあり、次いで「流域住民の財産を保持すること」と「水資源を確保しその適切な配分を図ること」にあると考える。

これまで検討してきた諸々の政策手段(対策案)についても、それら政策目的の優先順位と対応した基本方針および整備計画の内容となるよう、提言をして欲しいと願っている。

### 2. 総合治水対策の組み合わせについて

人命と環境を守るということを両立させるため、対策として、第一に、実現可能な河道対策(河床掘削等)と堤防強化を優先させ、とりわけ人命を守るという観点から超過洪水対策に力を入れるべきである。第二に、懸案となってきた武庫川ダムについては、流域が貴重な自然環境であり、ダム建設が計り知れない影響を及ぼすという理由から、対策の選択肢から

除外すべきである。第三に、当流域委員会は、総合治水対策の検討を、言わばミッションとしてスタートしたことを想起すべきであり、流域全体が対策の実施に関与・参画しうる姿勢と態勢づくりをすることが重要である。

基本方針においては、基本高水・計画高水をどの対策で吸収するかという、政策手段の組み合わせ（配分）を示すことになっている。それが求められている以上、各対策への数字合わせの振り分けをしなければならないが、それには、長期的な視野のもとで、実現可能性を予測できる、河道対策および流出解析モデルで貢献度の数値評価が示された利水ダム・遊水地・ため池・公園貯留等を組み合わせるべきである。数値の大きさが重要なのではなく、たとえ数値は小さくとも、流出解析モデルで基本高水への効果が示されたことが、行政がその対策を実施する上では重要な根拠となる。

現行では、流出解析モデルが治水対策の効果を数値で議論できる唯一の方法である。しかし、それはあくまで机上の計算であることを認識し、実現可能な、あるいは将来に向けて実現可能性を予測できる対策に取り組み、その経験と情報を記録していくことが重要である。

流出解析モデルによる数値評価が困難、あるいは些少な効果しか現れてこない対策であっても、総合治水対策や流域対策としての重要性が指摘され、当流域委員会でも議論してきたものは、対策案として含めるべきである。流域住民の意識啓発につながる対策、流域自治体のまちづくりと整合する対策、地域の自治体や住民が参画できる対策、そして多くの識者や住民が重要性を認めている森林対策を、総合治水対策として盛り込むことが必要である。

### 3．武庫川ダムの是非について

武庫川渓谷は、この流域において、また兵庫県全体から見ても、きわめて重要な自然環境資源であることは明らかである。武庫川ダムを治水対策の最後の手段と位置づける委員もいるが、私自身は、武庫川ダムを武庫川流域の治水対策の選択肢からそもそも除外すべきであると考える。

ダムが自然環境に及ぼす影響（環境コスト）や、場合によっては治水に逆効果となりうることは、日本のみならず世界においても、多くの識者・論者から指摘されている。そういう時代状況にあって、貴重な自然環境をもつ武庫川渓谷にダムを建設することは、時代に逆流した対策である。

武庫川流域が、ダムに拠らない総合治水対策をたて、その実現を図っていくことで、兵庫県、さらには日本のこれからの流域対策のあるべき方向を指し示して欲しいと願っている。

### 4．基本高水について

基本高水については、2つの案を対象に議論・検討がなされてきたが、私自身は以前述べたように、甲武橋地点で約  $3800 \text{ m}^3/\text{s}$  とする案を支持する。

第一に、流出解析モデルでは、仮定の置き方一つで流出量が大きく変化する。100分の1の計画規模に対応した過大とならない仮定を設定すると、 $4000 \text{ m}^3/\text{s}$  弱の規模になると考

える。そして第二に、この規模に対応した河道対策・流域対策であっても、それを実現するには相当の時間と費用を要し、実現できれば相応の治水効果を持ちうる。何十年かかっても実現できない過大な対策もよりも、相応の治水効果をもつ実現可能性を予見させる計画をつくることが重要である。

## 5. リバーサイド住宅の全戸移転について

リバーサイド住宅については、人命を守るという観点から、全戸移転を目指して住民に理解を願い、全戸移転を織り込んだ計画策定をすべきである。

個々の世帯との補償交渉は、当委員会が関与する問題ではないが、リバーサイド住宅全体に対する対策は、河川計画と大いに関係してくるものである。2004年の台風23号による被害に対する対策も、今回の基本方針や整備計画と一体的に考える必要がある。

その点で、リバーサイド住宅への県の対策について、当委員会の2006年3月3日開催(だったかと記憶しております)の総合治水ワーキングチーム会合における遊水地の議論をしている中で、初めて県から、この対策が国の補助事業としての河川改修事業の延長として行われていること、県はそのような形で対策を実施したいこと、の説明があったことは遺憾であると認識する。もっと早い時点でこの説明がなされ、基本方針や整備計画との整合性を図る議論がなされるべきであった。

住民の方々の要望を十分認識しないまま意見することをお許し願いたい、全戸移転ではなく、約半数の世帯の移転という対策案となったのは、あくまで国庫補助の河川改修事業として対策を実施するという制約によるものと理解する。この制約にとらわれなければ、全戸移転を実施することは可能である。なぜ人命の尊重を明言している県が、人命よりも国からの補助金獲得を優先するのか。この際、補助事業という制約に捉われることなく、政策目的の実現を図るべきではないか。

県が対策として全戸移転案を示すことが、他の地域とのバランスということから難しいとすれば、当流域委員会の提言をもって、全戸移転を実施することの論拠とすることが可能であると考える。

全戸移転の可能性が見えてくるならば、その跡地を遊水地や防災ステーションとして活用させていただくことを考えてもよいのではないかと。流出解析モデルによれば、跡地全体を遊水地に活用しても、基本高水に対して小さな数値しか出てこないというが、それでも全戸移転によってこの地を遊水地等に活用することは、この地に現在住んでいる人たちの人命・財産を守ると同時に、この流域は武庫川ダムの想定地にも近いことから、周辺流域の治水対策案の幅が広がるという点で大きな意味があると考えられる。

以上